

# 令和元年 第13回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年12月3日(火) 午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号

非農地証明願について

議案第4号

農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地基盤整備届出書について

報告第3号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名 ※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名 ※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和元年第13回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員数6名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

よって、本日は、総会会議規則23条第1項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長) 本日のコンプライアンス研修、大変お疲れさまでした。

農業委員会委員として、守るべき倫理やコンプライアンスを一人ひとり今一度

再確認し、今後も事務局と連携して農業委員会の本来の使命、「農業の健全な発展に寄与すること」を全うするためにしっかり努力し、別府市農業委員会の信頼回復に努めていきたいと思います。

本日は、推進委員さんも出席いただいておりますので、議事後、さっそく倫理規則の策定にとりかかっていきたいと思います。

スムーズな議事進行のため、最後まで皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案について事務局から説明をお願いします。

(局 長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」が3件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が3件、議案第3号「非農地証明願について」が2件、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」が1件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が3件、(2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が1件、報告第2号「農地基盤整備届出書について」が2件、報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議 長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、5番 星野委員 7番 浜川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、番号1より事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。

それでは議案の1ページをお開き下さい。資料は4ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」です。

番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の農業をされている方です。

区分 都市計画区域外・農業振興地域

申請の土地 大字東山 田(田)他2筆

譲受人の経営状況 自作面積89.8a

申請の事由

譲渡人 経営規模を縮小したい。

譲受人 自耕作地と隣接しているので経営規模の拡大をしたい。

以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりました。まず、議案第1号の1番について、地区担当委員である浜川委員から何か補足説明があればお願いします。

(浜川委員) はい、11月14日にですね、大野泰徳推進委員と現地に行って、今回、譲受人となる方と面談を行いました。

そこに書いている通り、譲受人は農業を続けていくので、経営規模を拡大したい、ということでした。

譲渡人の方は、この前からちょっと、自分が農業が出来ないので、誰かに売買したいとか、貸したいとかという意向を持ってしまして、ちょうどその部分がマッチング出来まして、今回の申請となりました。現にですね、すでにこの譲受人はその土地を借りて米作をしているということでございますので、今回正式に譲渡というか、所有権の移転ということになるということでございます。

推進委員さんと見た結果、別に問題ないだろうということでございますので、ご報告いたします。以上です。

(議長) それでは、只今、事務局からの説明及び担当地区の浜川委員より補足説明がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(各委員) ありません。

(議長) 特にご意見、ご異議がないようですので、議案第1号の1番について申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことでありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、番号1は、申請のとおり許可することといたします。

次に、2番、3番については、関連議案でありますので、事務局より続けて説明を求めます。

(事務局) 2ページをお開きください。議案資料は5ページと6ページになります。

番号2

貸付人 別府市の無職の方

借受人 別府市の会社員の方

区分 都市計画区域外・市街化調整区域

申請の土地 大字内竈 田(田)他4筆

譲受人の経営状況 自作面積23.36a

申請の事由

貸付人 高齢のため現在介護施設に入所しており、農業に従事していないので孫に農地の維持管理を任せたい。

借受人 現在自作地を父、母と耕作しているが、祖父の農地を借受け、今回購入予定の農地とともに維持・耕作を行いたい。

番号3

譲渡人 別府市の会社員の方

譲受人 別府市の会社員の方

区分 都市計画区域外・市街化調整区域

申請の土地 大字内竈 田(田)他2筆

譲受人の経営状況 自作面積23.36a

申請の事由

譲渡人 父から農地を相続したが、農業経験がないので耕作できないため、今回譲り渡したい。

譲受人 現在自作地を父、母と耕作しているが、祖父の農地を借り受け、今回譲り渡したい。

以上です。

議長、よろしいですか。

(議長) はい、どうぞ。

(事務局) 今回、担当地区推進委員の伊藤委員に補足説明をしていただきかったのですが、病気のため、事務局が代わって説明をさせていただきます。

6 ページの次に別紙に営農計画書がついております。

譲受人は、現在会社員で、親元で営農に従事しておりまして、兼業農家ですが、農業相続人であり、将来は農業に専念したいということでありました。

以上です。

(議長) 只今、事務局から説明がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(委員) ありません。

(議長) 特に、ご意見、ご質問等もないようです。

それではまず、議案第1号の2番について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、番号2は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案第1号の3番について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、番号3は、申請のとおり許可することといたします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、譲受人及び転用目的も同じでありますので、事務局より一括説明を求めます。

(事務局) それでは3ページです。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、資料は7ページです。

番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の建設業の方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字野田 田(雑種地)

施設の概要 資材置き場用地として

転用の時期 許可あり次第

理由

譲渡人 申請地を相続したが、現在は耕作しておらず、保全も困難となったため

譲受人 申請地は会社に近いため、資材置き場として使用

番号2

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の建設業の方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字野田 田（雑種地）他1筆

施設の概要 資材置き場用地として

転用の時期 許可あり次第

理由

譲渡人 申請地を相続したが、現在は耕作しておらず、保全も困難となったため。

譲受人 申請地は会社に近いため、資材置き場として使用。

番号3

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の建設業の方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字野田 田（雑種地）

施設の概要 資材置き場用地として

転用の時期 許可あり次第

理由

譲渡人 申請地を相続したが、現在は耕作しておらず、保全も困難となったため

譲受人 申請地は会社に近いため、資材置き場として使用  
以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号の1番から3番について、地区担当推進委員であります、原委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

(原委員) 申請地1、2、3ともに農地パトロール等で毎回見ているところでありまして、申請理由のとおりでございます。以上です。

(議長) それでは、議案第2号の1番から3番について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(委員) ありません。

(議長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

採決は1件ずつ行います。

議案第2号、番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、番号1は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号の番号2について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による

許可申請の審議について」、番号2は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号の番号3について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことでありますので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、番号3は、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、事務局は議案第3号「非農地証明願について」、番号1から説明をしてください。

(事務局) 議案第3号「非農地証明願について」

番号1

申請人 大分市の方、持分3分の1 外2名

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 原野（原野）

申請地の状況 山林

理由 相続で受け継いだ土地だが、母の代から耕作しておらず、自生した木が生えている状態のため

以上です。

(議長) まず、議案第3号の1番について、地区担当委員の佐藤進蔵委員さん、何か補足説明はございませんか。

(佐藤委員) 現状を見に行ってきました。周りは住宅地で、一画だけ山林状態になっていたのですが、

これは非農地ということではないと思います。

(議 長) 只今、事務局及び佐藤委員さんより補足説明がありました。議案第3号番号1について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

議案第3号「非農地証明願について」、番号1は、申請のとおり証明することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第3号「非農地証明願について」番号1は、申請のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号、番号2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 番号2、別府市の有限会社から非農地証明願が出されたのですが、先般取り下げ願いが出まして、受理しました。以上です。

(議 長) 次に、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、6ページ、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」です。3ページに地図、その次のページに写真、その次のページに今回の意見の

回答案をつけています。

番号 1

所有者 由布市の方

土地の所在 大字東山 田

区分 都市計画区域外 農業振興地域

利用目的 由布市が由布川峡谷に遊歩道を設置するため。その用地として農地からの転用をするため。

現況 先日、東部振興局の職員、農林水産課の職員とで現況調査を行いました。

農道に接する用地であり、現在雑木が生えている。農地転用による影響を受ける農地ではない、ということです。

番号 2

所有者 別府市の方

土地の所在 大字東山、田

区分 都市計画区域外 農業振興地域

利用目的 由布市が由布川峡谷に遊歩道を設置するため。その用地として農地からの転用をするため。

現況 農道に接する用地であり、現在雑木が生えている。農地転用による影響を受ける農地ではない、ということです。

以上です。

(議長) それでは、地区担当推進委員の大野泰徳委員より、補足説明がありましたらお願いします。

(大野委員) はい、それでは写真を皆さん、見てください。現況がですね、このような竹林ということで、田んぼであった部分で、そのまま一部残っているということの田んぼです。

周囲には別に何も影響はないかと思えます。まあ、この隣接がですね、今利用権設定の話も出てますので、この部分の道が広くなると非常に土地の持ち主も助かるんじゃないかと思ってます。以上です。

(議長) 只今、事務局及び地区担当委員さんからの補足説明がありました。皆さんの中で何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委員) 特になし

(議長) 特にご意見等はないようであります。それでは、議案第4号「農用地区域内の農地農地指定除外申請に係る意見について」番号1は、利用目的、現況等を考慮した結果、事務局案のとおり、意見を付すことにご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしということですので、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」番号1は、事務局案のとおり、意見を付すことといたします。

次に、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」番号2は、利用目的、現況等を考慮した結果、事務局案のとおり、意見を付すことにご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしということですので、議案第4号「農用地区域内の農地指定除外申請に係る意見について」番号2は、事務局案のとおり、意見を付すことといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、事務局より、一括して説明を求めます。

(事務局) はい、ご説明させていただきます。7ページです。

報告第1号 「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1)農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 別府市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道 田(田)外2筆

令和元年8月27日 相続による登記

取得した権利 所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年11月6日

番号2

申請人は別府市の方

区分は市街化区域、市街化調整区域

申請の土地 大字内竈 畑(山林)外11筆

平成21年2月25日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は売買希望有り

届出年月日 令和元年11月18日

9ページです。

番号3

申請人 大分市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 原野（荒地）

平成16年12月16日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年11月18日

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届  
番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の建設業（不動産業）の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈 田（宅地）外1筆

施設の概要 建売住宅用地として 木造2階建て

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年10月24日

以上です。

（議長） 只今説明がありました報告第1号について、ご意見ご質問等がありますか。

（委員） 特にありません。

（議長） 特に何もありません。報告第1号につきましては、報告事項でありますのでご了承願いたいと思います。

次に、報告第2号「農地基盤整備届出書について」、事務局の一括説明を求めます。

（事務局） はい、報告第2号「農地基盤整備届出書について」

番号1

申請者 別府市の方

届出の土地 大字内竈 畑（畑） 外2筆

使用目的 畑

番号2

申請者 別府市の方

届出の土地 大字内竈 畑（畑）

使用目的 畑

番号3

申請者 別府市の方

届出の土地 大字天間 田（畑） 外1筆

使用目的 畑（ハウス）

以上です。

（議長） 只今、説明のありました報告第2号について、ご意見ご質問等がありますか。

（委員） 特になし

（議長） 特に何もありません。報告第2号につきましても、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

最後の議事です。

報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」、事務局の方から説明をしてください。

（事務局） 報告第3号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」

番号1

申請者 大分市の株式会社

土地の所在 大字北石垣 外3筆

都市計画区域及び用途区域 市街化区域 第1種中高層住宅専用地域・近隣商業地域

利用目的 造成販売用住宅用地

事務局の所見 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処してください。また、排水路を水路に流す場合には水利関係者承諾を得てください、と回答しております。

(議長) 只今説明かありました報告第3号について、ご意見ご質問等がありますか。

(委員) ありません。

(議長) 特に何もありません。報告第3号につきましても、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

それでは、その他に入ります。

倫理規定の作成の件です。

今回の件を契機に、農業委員等の倫理のより一層の向上を図り、市民に信頼される公正な農業委員会づくりを進めていく必要があります。まずは、研修を重ねていくことで、委員として、置かれている立場と、その職責を十分認識することが必要です。

それから、先月の総会で他市町村の倫理規定を参考までにお配りしましたが、やはり倫理ですから、どこの市町村もほぼ同じ内容です。

われわれは、今回のことを受け、今までよりも強く倫理について意識する必要がありますし、この事態から再生と言いますか、そういった決意を持って、魂のこもった倫理規定を作成したいと思っているのは皆さん共通の認識であるかと思えます。

そして、「農業の健全な発展に寄与する」という、農業委員の本来の使命を全うするために努力していかなければなりません。あれから皆さんから今後の相談についての取り扱いに対して、疑問や意見もいただきました。その中で、申請された事案の情報共有のあり方や協議のあり方についても再考したところです。

事務局にもそういった皆さんの声を伝えました。

それから職務代理者とも話しあって、問題解決を事務局含め別府市農業委員会全員で取り組むことが必要であるとの考えにも至りました。

もちろん委員も関係法令について勉強もして、知識も持つべきでありますし、そう言った思いも強くしました。

あとで、事務局から大まかな案がたたき台として示されると思います。

これをもとに委員全員で意見を出し合いながら作成していきたいと思います。

それでは、事務局の方から作成方法、今後の流れについて説明をお願いします・

(事務局) はい、それではお手元の資料をご覧ください。別府市農業委員会倫理規則のてびき(案)がございます。

事務局の方で委員さんからも意見をいただいていることを参考にしながら、たたき台として作成させていただいております。

まず1ページ、前文をご覧いただきたいと思います。「農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会に課せられた社会的使命をいまいちど胸に刻み、かかる社会的使命を果たすために農業委員に求められる倫理規範を確認し、職務遂行の礎とするため、この規則を制定する。」とあります。

農業委員会等に関する法律の「究極目的」は、「農業の健全な発展」であります。

農業委員等は「農業の健全な発展」を図るための社会的使命を有していることに鑑み、その社会的使命を適切に果たすための倫理規範を別府市農業委員会が定めることを宣明したものを前文としてかかげております。

次に4ページ、第5条をご覧ください。

(報・連・相と組織的対応)

農業委員等は、公正な職務の公正な執行を損なうおそれのある行為を求める要求等があったときは、速やかに農業委員会会長及び農業委員会事務局に報告・連絡した上で、必要な対応を相談し、組織的対応を行うものとする。

この第5条は、農業委員会等に対して、職務の公正な執行を損なうおそれがある不当要求等がなされた場合には、一人で悩まず、会長、事務局に「報告・連絡・相談」(ホウレンソウ)を徹底することにより、早期に「不祥事の芽」を摘み、不当要求等に対して農業委員会を挙げて組織的な対応を行おうとする趣旨となっております。

今後、1条文ずつ、事務方としても丁寧に委員皆様の思いを込めて、別府市農業委員会独自の倫理規定を作成することができればと考えております。

本日は、皆さんにお持ち帰りいただき、次回の総会でご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長) はい、ありがとうございます。

その他なにかありますか。

(浜川委員) はい、議長、特に3ページですね、3ページの第4条、禁止行為です。先ほどの研修でもありましたように、ここが一番守らなければならない原点でありますのでここを再度、皆さん方が日頃から、こういったことが無いように確認して、農業委員、推進委員として行動するものだと思いますので、ここが非常に大事なところだと思います。

(議長) はい、それでは皆さん、次回の総会までにご意見等がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。よろしくお願いいたします。

その他何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第13回総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後 2 時 55 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 5 番委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 7 番委員 \_\_\_\_\_ 印